

（第一類 第二号）

第二十二回国会
衆議院

地方行政委員會議録第三十二号

（五四九）

昭和三十年七月一日（金曜日）

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

委員 池田 清志君 湯島山 孝一君

委員 古井 喜實君 鈴木 直人君

委員 前尾繁三郎君 加賀田 進君

委員 門司 亮君

委員 唐澤 俊樹君 川崎末五郎君

委員 額田 彌三君 櫻内 義雄君

委員 渡海元三郎君 丹羽 兵助君

委員 長谷川四郎君 青木 正君

委員 難尾 弘吉君 山崎 巖君

委員 吉田 重延君 川村 継義君

委員 北山 愛郎君 五島 虎雄君

委員 坂本 泰良君 伊瀬幸太郎君

委員 中井徳次郎君

出席國務大臣

國務大臣 川島正次郎君

出席府政務次官

自治政務次官 永田 亮一君

總理府事務官 後藤 博君

官（自治庁） 財政部長

委員外の出席者

總理府事務官 柴田 護君

官（自治庁） 財政部長 專門員 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

六月二十九日

委員三田村武夫君辭任につき、その

補欠として櫻内義雄君が議長の指名

で委員に選任された。

同月三十日

委員横山利秋君辭任につき、その補

欠として坂本泰良君が議長の指名で

委員に選任された。

欠として坂本泰良君が議長の指名で
委員に選任された。

六月二十九日

クリーニング業に対する事業税軽減

に関する請願（長谷川保君紹介）（第

二八二九号）

同（門司亮君紹介）（第二八三〇号）

地方自治法の一部改正反対に関する

請願外六件（柳田秀一君紹介）（第二

八三一〇号）

同（井谷正吉君紹介）（第二八三二二

号）

同（相川勝六君紹介）（第二八三三三

号）

同（中村時雄君紹介）（第二八三四四

号）

同（田子一民君紹介）（第二八三五五

号）

地方自治法の一部改正等反対に關す

る請願（渡邊惣藏君紹介）（第二八三

六号）

地方自治法の一部改正に關する請願

（坊秀男君紹介）（第二八三七七号）

地方財政再建に關する請願（八木昇

君紹介）（第二八三八八号）

同（井手以誠君紹介）（第二八三九九

号）

地方財政再建に關する請願（下平正一

君紹介）（第二八四〇〇号）

同月三十日

地方財政再建に關する請願（眞崎勝

次君紹介）（第二八四〇〇号）

クリーニング業に対する事業税軽減

に関する請願（清瀬一郎君紹介）（第

二九四一〇号）

号）

同（古島義英君紹介）（第三〇二二一

号）

同（松永東君紹介）（第三〇二二二

号）

同（川島金次君紹介）（第三〇二三三

号）

地方自治法の一部改正反対に關する

請願（八田貞義君紹介）（第二九四

五号）

同外二件（中原健次君紹介）（第三〇

三三三号）

同（田子一民君紹介）（第三〇三四四

号）

同（小澤佐重君紹介）（第三〇四五

号）

同外三件（柳田秀一君紹介）（第三〇

〇六号）

同（中村庸一郎君紹介）（第三〇〇七

号）

同（椎名隆君紹介）（第三〇〇八号）

同（山本猛夫君紹介）（第三〇〇九号）

地方自治法の一部改正に關する請願（宮澤胤男

君紹介）（第二九四六六号）

の審査を本委員会に付託された。

本日會議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律

案（内閣提出第八〇号）

地方交付税法の一部を改正する法律

案（加賀田進君外十名提出、衆法第

八号）

○大矢委員長 これより會議を開き

ます。

内閣提出にかかる地方交付税法の一

部を改正する法律案及び議員提出にか

かる地方交付税法の一部を改正する法

律案の両案を一括議題として質疑を行

います。質疑の通告がありますから、
これを許します。

なお、政府委員として自治庁永田政

務次官、後藤財政部長が出席されてお

ります。門司君。

○門司委員 これは私は大臣に聞か

なければならぬと思うが、もし御答弁

ができるなら、御答弁願いたい。

○大矢委員長 なお大臣は、今参議院

の予算の討論が行われておるので、そ

れが済み次第、こちへ来ることにな

っております。

○門司委員 それは交付税の性格であ

ります。政府は交付税の性格をどう考

えているか。まず私はそれを先に聞い

ておきたい。

○後藤政府委員 私ども、交付税は地

方団体の独立財源であるが、地方税よ

りも独立性の薄いところの独立財源で

ある。同時にそれは調整財源である

という考え方をしております。交付金と違

います点は、交付金は毎年度の財政計

画を基礎にいたしまして、調整をする

調整財源である。ところが交付税は長

期にわたって調整をするところの性格

を持ったものである、こういうふうに

考えております。

○門司委員 性格がきわめてあいまい

であります。問題は地方の財政に及

ぼす影響がきわめて重大でありますの

で、その辺の性格を私ははっきりして

おきたいと思う。今の御答弁だと、調

整財源であるというふうな考え方の方

が強いようであります。もとよりこの

税の本質は、われわれから考えると、

税の体系の上からいえば、これが税と

いう名前をつけたところにある一つ

の自主性が当然なければなりません。

自主性のないものは税であってはなら

ない。それで国から見れば、一応こ

れが自主財源であり、反面調整財源と

しての考え方もあるというように考え

られる。従つてもし政府の答弁がそう

であるとすると、私はもう少し突っ

込んで聞いておきたいと思ひますが、

政府は一体どちらにウェイトを置くつ

もりかということになります。今回出

されておりますこの法案には、今答

弁のあったようなことは何にも現れ

ておらない。調整財源のみとしての現

われ方しかしておらない。従つて自主

財源としてみなすことができるところ

の一部分でもあるならば、当然自主財

源としての法案の改正が出なければな

らないと私は思ふ。これがちつとも現

われておらない。全く調整財源だけの

仕組みになつておる。一体どうしてこ

んなものをこしらへたのか、この点も

う一度聞いておきたい。

○後藤政府委員 本質は今申しました

ように独立財源であるが、地方税より

も自主性が薄いところの独立財源であ

る、こういうふうに考えております。

ただ機能は調整財源的な機能を主とし

てやる、こういう点で機能が調整財源

的なものでありますから、その機能の

面で不合理な点を直していくというの

が交付税法の改正としては出ておるわ

けであります。従つて独立財源的な考

え方での改正ではなくて、機能の面の

一

改正を中心にしてある。調整財政的な性格の内容の改正である、こういうふうな考へておるのであります。

○門司委員 これは私は、政府は非常に誤まりだと思ふ。少くとも平衡交付金が地方交付税に変わった経緯について政府は一体どういう考へ方を持っておるか、なぜこういうふうにお考へになるのか。ただ調整財政としての考へ方が非常に強くて、そうして調整財政であつた当時の交付金と全く同じ内容を保持するのを、名目だけ変える必要は私にはなかつたと思ふ。少くとも交付金が地方財政に對する一つの調整財政としての役割を演じておつた平衡交付金ではない、これを自主財源としての取扱ひをするために交付税という名前に變えたわけである。ところが内容は全く同じだということになる

とすれば、何で一体名前を変えたのですか。交付税という名前に變えたことについて一つ御答弁願つておきたい。

○後藤政府委員 二つの問題があるものであります。交付税自体の性格の問題と、その持つところの機能の問題と二つございます。従つて交付金を交付税に直しましたのは、より独立性を強くした地方財源にするという意味でありまして、そういう意味で税に近くなりましたから交付税という名前をつけたのであります。ただそのできましたところの交付税をどういうふうな配分して財政調整を行うかという問題になつて参りますと、これは交付金の時代とどういふふうに変えていくべきかという問題になつてくるわけでありまして、従つてその場合には、もちろん交付金と變つた方法をとつていき

たいのでありますけれども、地方財政の現状に激変を与えますと、非常に問題が出て参りますので、しばらくの間激変を与えないという意味で交付金配付方式を使つておるのであります。その配付方式につきましても、われもいろいろ考へ方を持つておるのでありますけれども、今ここでやりますると激変を与えますので、しばらくこれを送つて徐々になつていこう方向に持つていきたい、かように考へておるのであります。

○門司委員 それでは政府の地方財政に對する考へ方の基本に触れるので、大臣にはつきり聞き、あるいは大蔵大臣に意見を聞かなければ、技術的な問題ではこの問題は解決がつかぬと思ひます。政務次官からでも政府を代表した答弁ができるならばお答へ願ひたいと思ひますが、一体地方財政というものをどうお考へになつておるか。もしこれが税という名前に變つてきて、そして公共財源としての独立財源であるという政府のお考へだとするならば、一体地方財政とは何ぞやということでありまして、地方財政の独立自立性というものは、国がそういう名目で取り上げてこれを配分するという權利を全部握るのが必ずしも独立財源ではないのである。地方自治体の独立財源といふのは、個々の公共団体がおのの自主性を持つということが、私は正しい独立財源のあり方ではないかと思ひます。だから配分の方法も必然的にそういう形が出てこなければ、これを交付税として税金という名前をつけた意味が全く喪失されるのであります。ただ一部分のそのときのいわゆる都合主義の国家財政によつて交付金の場合には非常に大きく災いされる。だから交付金で拘束しておけばこれは公共財源

になるではないかという考へ方はい、しかしそれだけでこの交付税という名前にされたのではないと思ふ。もしそうだとするならば、これは交付金のときでもやれるわけですから、いわゆる国の交付金は一定の税額の何パーセントにしなければならぬという規定を設けておけばそれでいいのである。何もこれを交付税という名前にわざわざしなくてもいいのである。交付税の名前にしたということは、やはり個々の自治体の財源を自主的に打ち出して、根本的に言うならば、政府の方針でできるだけ調整財政を必要としない、いわゆる不交付団体をつくさんしえいく、市町村の自主性を尊重していくという建前が私は交付税に變つた最大の原因だと思ふ。これは交付税にしなければならぬという地方制度調査会の記録を讀んでごらん下さい。大体そういうことが主の目的でこれは變えられたと思ふ。政府が中央に権限を握つておつて、そうして交付税の率を毎年々々改訂するようなことをやつてはならず、できるだけ地方に自主的財源を与えるというところは地方の個々の自治体に自主的財源を与えるということであつて、私はその点の考へ方はおかしいと思ふ。大体政府の方針はどこにあるのか。個々の自治体の自主性を尊重されるのか、こういう形において自治庁だけが、国から公共財源として取り得る制度でいいとお考へになつておるのかどうか。今の御答弁では制度を變えれば激変するからということでありまして、私は激変しないと思ふ。その点に對する税の本質についての考へ方を、もう一度私は答弁を承つておきたいと思ふ。

○後藤政府委員 地方の財源として考へられますものが三つあると私は現在の制度の上では考へております。それは地方税のような自主独立の財源、それから譲与税のような形をとつた財源、それからもう一つは交付税の方式をとつたものと三つあつて、それぞれの特徴があるのであります。おっしゃいますことはおそらく交付税の中で、税の持つておりますような機能を、もう少し出したかどうかという考へではないかと思ふのであります。それは、交付税の中ではできないのであつて、やはりそういう機能は交付税自体の中にはありませんから、そういう考へでしたらやはりほんとうに自主財源でありますところの税を伸ばしていく、税財源を国から移していくという考へ方が筋ではないか、私はかように考へておるのであります。交付税に昨年改正しましたときのいきさつは御存じの通りでありまして、従来のように交付金制度でやりますと、毎年々々財政計画に伴つて交付金の額が政治的に動かされて、非常に不安定であるというところから出發して、安定した制度にしよというのが一番大きなねらいであつたと思ひます。従つてその持つておるところの機能につきましても、先ほど申しましたように私どもは以前と同じような機能と考へておるのであります。従つて税財源に近い方式をこの中へ入れていくことはむしろおかしいのであつて、やはりそういう性格は、国税から地方税に税財源を移すことによつて果していいべきではないか。もっと端的に言いますと、税財源が現在足りない場合は、交付税方式よりもたとえればこの税を与えてい

く、たばこの税の率を多くしてなるたけ交付税の額を少くしていき、これが自治団体としての方向ではないか、かように私は考へておるのであります。

○門司委員 今の税の本質の問題であります。たばこ消費税であるとか、あるいは今ある消費税の中で、国と地方との関連性を持つておりますものの中には、譲与税の關係が生じておる。しかし譲与税の性格は、税の本質として地方税であるべきものが徴収その他が困難であるとするならば、一応徴収の方法を便宜的に考へられて、これは地方にとらせることが一つ。それからもう一つは、地方に税金が偏在する形をできるだけ正していくこととする一つのものの考へ方からいくものが、やはり譲与税の形になつて現れてくる。これにもいろいろ異論はあります。私は地方の自治体の自主的自律性という考へ方から来れば、この譲与税自体についてもいろいろ異論はあ

る。異論はあるが、税自体の異論は別として、考へ方としてはそういう形で行われておる税金である。それからその次に来る交付税の問題は、やはり性格自身が自主財源であります限りにおいては、これを中央が調整財源として全部支配するといふもの考へ方は、私はどうかと考へる。同時に地方の自治体の正しいあり方といふものは、少くとも国の經濟力に應ずる一つの自主性がなければ、地方の自治体の完全なる自治運営といふものはできないはずである。財源を同じに依存し、財源が自分の持つております經濟力に何ら關係のない自治体といふものは、完全なる自治体じゃないと思ふ。こういう考へ方から来れば、当然今

度の交付税の中に含まれております。素というものは、所得税であり、法人税であり、酒税であるという一つの税額をきめております。限りにおいては、やはりこの税金の性格というものは当然地方の経済力に影響するものでなければならぬ。ことに今日も地方財政が、一方において政府の行き方が非常に従来誤りましておりました。地方税であるべきものを中央にとつて、そうしてこれを全体に分けるという譲与税的の性格のものが考えられてくる。こういう方向は私は誤りだと思つて、少くとも地方財政というものについては極端なでこばこのあることはどうかと思つて、その自治体のなすべき事業量は異なつておる。それを単一の算定方式によつて同じように地方の自治体に配分しようという考え方のところに私は誤りがあると思つておる。私も、もとより国の仕事をたくさんやらしてありますので、ある自治体の一定の水準というものは必要である。それに達しないものに対して、国は調整財源としてこれを交付することは当然でありまして、しかしその前に考えなければならぬのは、自主財源の形である。私は思ひますので、政府の方針をもう一つ聞いておきたいと思ひます。これは、こういう形で行なつて参りますと、必然的に交付団体がふえるのである。従つて政府は地方の自治体の交付団体をふやす方針なのか、不交付団体をふやす方針なのか、一体どつちが方針なんですか。

○後藤政府委員 私どもといたしましては、できるだけ税財源を与えることによつて——これは独立税の財源であります。独立税をふやすことにより

まして不交付団体をふやすという方向に持つていきたい、かように考えております。

○門司委員 それなら政府においてそういう努力がどこかに払われておるのか。それをほつきりしてにおいて下さい。

○後藤政府委員 そういう努力を私どもはしておるつもりであります。たとえば消費税というのはいさふ平均しておきまして、あまり偏在のない税であります。できるだけこれを伸ばしていくという方向で考えております。

○門司委員 できるだけ伸ばしておるというが、一体どれだけ伸びておるか。自主財源として、この税金の徴収あるいは配分その他によつて地方の自治体はたばこ税総額が一体どのくらいあるのか、ごくわずかな数字である。今日の地方財政をまかなうことのためにこういうたばこ消費税が一つの財源であるという。これはなるほどわれわれもそういう考え方で、たばこの消費税の増額その他を要求しておる。ところが今度の国会ではこれがどれだけ増額されておるのか。

○後藤政府委員 こししの国会ではさう伸びておりませんが、来年度におきましては現在百十五分の十五が百分の十七くらいになると考えております。これは本来は交付税的なものをたばこにひつきり返しましてたばこの税として伸ばす、こういうことにはいたしておりますので、来年度になりますと、従来よりも大抵幾分は伸びることになつております。

○門司委員 私はもう少し聞いておきたいと思ひますが、地方の自主財源を

ふやしていくという形で、今日政府が考えておる調整財源は、形はあまりいい形ではありませんが、必ずしも否定するわけではないが、一体自主財源として地方にどのくらいものを与えられたいのか、どのくらい自主財源が今日より以上に地方に交付されれば不交付団体がふえてくるのか。私はこのことを一つ聞いておきたいのであります。これはほつきりして下さい。政府は今の御答弁のように不交付団体を多くするという方針で、たばこ消費税をふやしていくと言つておるが、不交付団

体は減つておるのであります。交付団体がだんだんふえておるのである。政府のものの考え方と實際は逆になつておるのであります。だからこの点をもう少し明確にしたい。だから、だか

ら理屈だけこねてこうだあだといふことでは、現実はどうにも動かすことができないでしよう。赤字団体にしても年々ふえておることはわかつておる。じゃありませんか。これは私が言うよりも政府の方がよくわかつておる。来

年から赤字の団体が減りますか。あなたの方にその見通しがついておりますか。ただ理屈だけではだめです。だから政府は一体どれだけ地方に財源を交付すれば赤字団体がふえない見通しを持つておるのか、その点の一つはつきりしておいていただきたい。

○後藤政府委員 不交付団体をふやしていくということと赤字団体がどうなるというのでは、私は直接は関係がないのではありませんかと思つております。不交付団体を私どもはふやしたいと思つておりますが、これは与える適當な税財源があるかどうかという問題にかか

つて参ります。従つて、たばこ消費税をどの程度われわれが使えるかという問題が一つ、つまり国の専売益金に入つております。たばこの税を消費税としてどの程度使えるかという問題にかかつてくると思ひます。従つてここで不交付団体を全団体のたとへば三分の二くらいにするとか申しましたが、やはりそれに見合うところの偏在のない税財源がなければならぬのであります。それと

の具合で、ちよつとここでどの程度というものは申しかねるのであります。それから来年度赤字が出るか出ないかという問題は、税財源だけの問題ではなくて、これは交付税との問題もございまして、これは全体の財政計画を基礎にしたいろいろな問題を含んでおりますので、これを不交付団体にすることをめづつては、私はほつきりして考えておる。私にはほつきりして考えておる。

○門司委員 私はその答弁はおかしいと思つております。黒字団体が交付団体ではないのであります。黒字の団体は不交付団体で、赤字の多いものが結局交付団体になるだろうと私は思つておる。赤字はどんなにあつても、あなたの方では交付しないというお考えではないだろう。赤字が出てくるから交付せざるを得なくなつてくる。従つて交付団体がだんだんふえてくる。これは密接な関係を持つておる。要するにアンバランスだけを埋めるといふなら、アンバランスができるから赤字がだんだん出てくるのである。それを政府は、ただ単に地方の自治体が赤字をこしらへるの

は、仕事をやり過ぎるとか、いや冗費があるとかいふのであるから、財政上の、いわゆる財政規模の上から見た政府の考え方と實際がさういふところで

マッチしておらない。従つて赤字と交付団体との関係はないのだ、政府のいう交付税でできる算定の基礎と赤字とは関係がないのだ。赤字のできたのは、この算定の基礎になつておる以上

のものをむやみに使つたり仕事をやるからさういふことになるのであつて、たとえば給与の面においても同じであります。一体一人当たりどれくらいの給与だということになつておるが、それ以上地方が出しているから赤字になるのだから、交付税と赤字との関係はないのだというふうなお考えではないかと思つて、もしさうだとするならば、私は非常な誤りだと思つて、私は念のために聞いておきたいと思つて、政府でこの際もし資料があるならばお出しを願ひたいのは、法令に基き当然行ななければならぬ自治体の仕事量がどれだけあるのか、それから国と地方との相関関係において当然行な

なければならない地方の自治体の仕事量がどれだけあるか、本来の固有事務として市町村あるいは都道府県が行うべき仕事の割合がどのくらいあるか、もしその数字がわかるなら一つお知らせ願つておきたい。私はその赤字の出でくる原因は、さういふところにあるのじゃないかと思つて、だからこの三つの段階がはつきりして、地方の自治体にどれだけ無理ができておるか、この数字が大体一つの根拠になると思つて、あなたの方の資料であるけれども、たとえば昭和二十八年における中央の職員、いわゆる補助職員あるいは委託職員、それらに対して政府から出る金と、事實上地方の自治体が支払つた給与との間に大きな開きがある。こういうものを

一体地方の自治体が打ち切つていい

のかどうか。あなたの方の計算は、一人当たり大体一万円内外の給与しか考えておられないのだから、年に十二、三万円から高いので十四、五万円だと私は思う。ところが実際はそれじゃ許されない。超過勤務手当も要るし、期末手当も要るし、あるいは出張の旅費も要るし、いろいろなものが要る。そういうものを大抵政府はどう考えておるか。従って私が今要求いたしました三つの要素が、一体事業別にどのくらいの割合を占めておるか、この点をまず資料で出してもらいたいと思います。これはあなたの方でできますか。

○後藤政府委員 何とかいたしたいと思っております。

○門司委員 私はこの交付税の性格というもののから、もう一つ聞いておきたいと思いますが、交付税の性格は、それらの点を十分に考えた上で調整財源というものが必要であります。政府は地方自治体に何も仕事をさせておられない、何も関係がないのだというなら、それは調整財源というものはそうやかましくいわずとも、自治体固有の事業だけを自治体でやるといふなら、これは施策上の問題であつて大して影響はないと思うが、政府がたぐさん仕事をいいつけて、やむを得ざる出費がたぐさんある。従つて自主財源だけではどうていまいかな切れない。幸いにして自主財源でまかなえるところは、国と地方といつても、一つの国の施策を一貫して実行する場合、地方の固有の事務だけやつて、国の事務は一切がたぐさい金をもらつてやつていこうという虫のいい考えが、完全な自治体ならばそれはやれるかもしれないが、日本の場合はできるだけそういう虫のいいこ

とは避けるとして、国の仕事であつても、これを自主財源でまかなえる範圍はできるだけ自主財源でまかなつていく。なおかつまかなえないところを調整財源としてこれを出していくという建前が私は望ましい。ところがその建前が今日十分はつきりしておらない。従つて交付税の性格は自主財源であるという考え方が持たれる以上は、これは当然地方の個々の自治体の自主財源として配分のできる方法がこの中に織り込まれていなければ、私は正しい意味の交付税の姿ではないというように考えておりますが、それらの点について一応御答弁願ひたい。

（委員長退席、加賀田委員長代理 着席）

○後藤政府委員 交付税の機能については先ほど申したのであります。私どもとしては交付税を分けます場合の基準財政需要額を算定する場合に、おっしゃるような性格を出していききたい。つまり財政需要を平面的に見ないで、財政需要というものは、たとえば都市になると人口が多くなつて参つて、その關係で特殊な事務も出てくる。こういうことから財政需要を上げていくとか、それから密度の關係でいろいろの財政需要が変化するとか、いろいろな關係を考慮して財政需要額を見ているのであります。その財政需要額の見方が足りないうために、いろいろ起つてくる問題は現在あるのであります。この財政需要額をどの程度伸ばしていつて実情に合せいかというところが、やはり調整機能の上では重大な問題になるのであります。今のところ交付税の額があまり大きくありませんので、先ほど申しましたように大變動を

与えることになりまふので、その財政需要の額の伸ばし方を差しひかえているのであります。従つてその辺から、いろいろおっしゃいますような不交付団体あたり、つまり交付団体と不交付団体の境目にある団体、あるいは不交付団体あたりで、財政需要の見方が少い、こういう問題が出てくるのであります。従つて、これは交付税の総額自体の問題に、やはりすぐ関連して参るのではありません。従つて交付税の額をやはりふやすことによつて、そういう財政需要の見方をさらに是正していくという方向で行くべきであつて、財政需要だけをこの際切り離して伸ばすということになると、やはり欠があらまふので、交付税が不足のためにそれだけではない、こういうことになりまふので、その辺が非常にむずかしいところでありまふ。方向としてはそういうことによつて、現在のいろいろ地方団体によつて違つております財政需要額にマッチさせるような方向に持つていくことにいたしたい。そうすれば、おそらく門司先生のお話のような結果になつていくのじゃないか、かように私は考えております。

○門司委員 さらに私は具体的に、この税金が自主財源として与えられなければならないなかつたもう一つの理由としては、どういふことが考えられておつたかということがあります。これは地方の自治体の予算と国の予算との關係であります。従来の地方平衡交付金の一つの弊害の中にあつたのは、陳情が非常に盛んに行われる。そして平衡交付金の争奪戦が盛んに行われる。これらの弊害をやはり除去する必要があるだろう。できるだけこれを少くする必

要があるだろう。そうするには、基本的な問題として政府の都合で分けられるような、かげんされるような交付税であつてはならない。まず第一段階として、自主財源としての性格を持つ交付税に直した方がいであらう。その次の段階は、地方自治体と国との間の弊害を除くためには、一体どうすればいいかということである。これが今日交付税になつて参りましたが、その配分の内容が交付金と全く同じような形を示しておりますならば、これは今申し上げました地方の陳情政治の形はな

くならぬのであります。同時に地方の自治体が非常に大きくなつておりました。この交付税に対する処置というものが、当初予算においていかんともしたい。今度の自治法の改正がかりに国会を通るといたしましても、予算の編成期は二月であります。二月というところは法律に書いてある。国の予算のきまるのは、ことしなど七月でなければきまらない。交付税のきまるのはその後にはきまるのである。そうすると当初予算では交付税相当額というものは、地方の自治体は全く触れることができない。どれだけでもえるか見当がつかない。一つの大ワタは、昨年度の所得税、法人税あるいは酒税の割合で出てきているから、これはわかっている。しかしその個々の自治体に一体いつ、どれだけ来るのかということが見当がつかない。従つて従来の地方の自治体の予算編成に對する弊害というものは除かれておらぬと思う。だから自治庁の考え方があらぬなら、地方の自治体は二月に予算を組むときに、一体この交付税はどの程度予算の中に織り込んでおけば間違いないのか、あるいはこ

う制度においてそうした弊害が全く除かれておると自治庁は考えておられるのか、この点をもう一つ聞いておきたい。

○後藤政府委員 予算編成期に交付税の額がわからないということをよく聞くのであります。普通交付税は、大抵前年度を基礎にして計算いたします。そう變つた数字は出ないのであります。もちろん變動があらまふた団体はありますけれども、問題は特別交付税まで合めて考えますと、ここに問題があるのではありません。従つてわれわれの方針としては、一定の方式でもつて普通交付税だけを一定予算に計上するように、こういう指導をいたしております。特別交付税まで載せまふと、その年度間のいろいろな特別財政事情が加わつて参りますから、變化するのであります。ところが地方財政におきましては、前年度の特別交付税を加えたものをもつて本年度のものとすると、非常に變つてくる、こういう問題が起りますので、普通交付税だけを一定の基礎数字を使つて算定すれば、大体できるんじゃないか。果はもろろんそういう方式をやつておりますけれども、市町村につきましても、やはりそういう方式でもつて指導をいたしております。従つて数年やつて参りましたので、そう大きな開きは私はないと考えております。

○門司委員 私は条文の内容は、それからくる算定の基礎等についても、非常に問題があると思う。自治庁は今そういう答弁をしておりますが、実際に地方の自治体がそれを當てにして予算を組むから、あとで陳情運動が起るのであります。もし今の自治庁のような

答弁であるとするならば、私はあまり陳情運動は起らぬと思う。これは自治庁がたまたまそういうことを言っておるだけであつて、地方の自治体が予算を組むときにはつきりしてあります。これは非常に大きな問題で、地方自治体が予算を組むときにはいつも問題になるのであります。一体当局が歳入の中にそういうものを見込んでおる、これが不当であるか不当でないかということとは押し問答である、議論になつておる。それを基礎にして予算を組むから、事實上は、つきりした確定財源でない上に予算が組まれておる。確定財源でない上に予算が組まれていけば、そこには必然的にいろいろな陳情運動が起つてくる。今日の公債政策も同じであります。この二つが陳情運動の最も大きな弊害だと思つております。もしもこれが、總額が一応きまつたような形にはなつておるが、しかし内容は前の交付金とちつとも変らないということになれば、当然そういう陳情が起つてくる。今日の地方自治体の陳情運動の弊害は、公債とこの二つにあるのであります。公債も国が大ワツをきめる、本年度の公債は何百億地方に出すという大ワツはきめるけれども、個々の自治体に対しては全くわからない。従つて予算を組むときには、地方の自治体に対しては、金がなければ、それを公債費に回すということで、いいかげんな予算を組んでしまふ。仕事をすることは、地方はどうしても起債をもらわなければならぬということになる。これははつきりした数字があると思うが、昨年度、一昨年度の地方自治体が申請をした起債額、あなた方がほんとうに認可した起債額、同時にそれが実際に

金になつた金高というものを調べてもらなさい、どういふ数字が出ておるか、もしあなたの方で答弁できなければ、私の方で言つていいが、こういう事態があるのであります。これは地方が今までと同じように、やはり今までの交付金を一応當てにして予算を組むが、しかしその自治体はなかなか取れそうもない。取れそうもないから、理事者はどうしても取らなければ、予算の遂行が困難になつてくるから、一生懸命陳情運動をするのである。この弊害をできるだけ小さくしよう、そのためには実財源を与えるということが一つの方法である。そうしてその幅を狭くするということ。それには従来の平衡交付金ではそれを除去することができない。従つて大ワツにこれを実財源としてみえて、その配分の方法等もできるだけ実財源的な配分の方法にすることがよろしいのであらうということが大体考えられておつた、また私はそれでなければならぬと考える。何も日本にそういう法律がなかったわけではありませぬし、昭和二十四、五年までは現実にあつた。今日の交付税に相当するものについては、その中の少くとも四〇％は、地方の実財源として経済能力に応じた配分方法があつたはずである。そうして残りの五〇％だけが調整財源として使われていた、一〇％が非常災害というように、今日の交付税の配分の方法と全く同じ方法がとられていた。従つて少くとも四〇％だけは実財源として与えておつたので、それだけ陳情その他の運動の幅が狭かつた。これが今度交付税になつた以上は、当然そういう地方の自治体の実財源を預養するという要素がこの中

に織り込まれなければ、単に税の種目を変えただけでは、その効果はきわめて薄い、半減されておるといふように私は考えるが、これについて何か考え方がありませんか。

○後藤政府委員 門司先生のお話は、おそらく昔の配付税方式をお考えになつておるのではないかと申すのでありますが、配付税方式を現在の制度のもとにおいてやりますと、財源が非常に片寄つて参ります。いい団体は非常によくなる、悪い団体は非常に悪くなるという結果になりはしないか、税財源に不均衡があるから、そういうことになりはしないか、今の方式の方がより金を効率的に使う方法ではないか、こういうふうには私は考えておるのであります。もちろん、先ほど申しましたように、その果しておる機能の内容につきましてもいろいろ問題のあることは、私も承知いたして、改善したいといふことは考えておりますけれども、一筆に配付税方式に引き返して参りますといふことは、私は前進にはならないのではないかと申すのであります。考えておるのであります。

それからもう一つ、予算の編成期が年度以前である関係からいたしまして、いろいろわれわれの考へておりますことが徹底いたしておらないといふことはあるのであります。これは交付税制度をきましてから、いろいろな機会に制度としての徹底をいたしておるのでありますけれども、予算の編成期については、毎年やかましく言つておるのであります。ところがこの趣旨はわかりながら、その地方団体のいろいろな情勢から、予算をから財源で組まざるを得ないといふようなこともありまして、なかなか末端まで徹底しない、実現ができないうことになつたやうでございます。しかし私どもが見ておる限りにおいては、陳情はだんだん減つておると考へております。普通交付税については文句を言わない。もちろんやり方自体について、補正の仕方を変えてくれとか、新しい補正を作つてくれとか、いろいろ要求はあります。しかしながらだんだん普通交付税については、理解がついていふと思ひます。ただ問題は特別交付税で、特別交付税は毎年額が變つて参りますので、その特別交付税の配付の額についてはもちろん陳情はございませう。それは災害その他特殊な事情のある場合、われわれの方の歳入の見積りなりと出で参りますので、それをめぐる陳情は私どももあることは承知しておりますが、大部分の九十何％の普通交付税については、そう大きな問題は——これはむしろ理論的な問題であつて、陳情というほどのものではないのであります。そういう問題がございますけれども、個々の団体の陳情というものはそう多くはないやうに考へております。

○門司委員 大してないと言つけれども、実際はあるから、問題になるのである。さつき申し上げましたやうに、従来の調整財源だけでいいといふのなら、何も交付税でも大して差しつかえないのであります。交付税の方で、たとえばこれだけのものを交付しなければならぬという規定を設ければ、配付税という性格まで変えなくともいい。税の性格を変えた、いわゆる従来の交付金を税という名前に変えたといふのは、それだけの十分な意義がなければならぬと考へてゐる。

それからもう一つ、今あなたの答弁の中にあつたから、聞いておきますが、もし配付税方式でいけば非常に大きなことでございませうと申すとお話でありますけれども、一体地方財政に対してはどうお考えになつておりますか。個々の自治体が必ずしも同じでなければならぬことはない。日本の全国の都道府県を同じレベルに置こうといふお考えのようですが、あなたの方はこんなことで自治行政がやつていけるとお考えですか。その点はつきりして下さい。

○後藤政府委員 私ども同じに考へておるわけではありませんが、できるだけ一して行政が——国の要求するところの行政が漸次一した行政になつておりますので、できるだけ同じやうな仕事の最小限の保障をしていきたいと考へておるのであります。もちろん財政力のある団体はそれ以上の仕事をしたらという考へを持っておりますけれども、できるだけ平均化していこうという気持を持っております。関係からいたしまして、配付税方式よりも交付税方式の方が進んでおるといふやうに私どもは考へておるわけでありませう。

○門司委員 その考へ方にはいろいろ問題が残されると思う。それならばあなた方は、一体どこを頂点にお考えになつてゐるか。教育の制度はどの辺がいいのか。上水、下水の制度はどの辺が目安を置いてゐるか。その辺についてあなたの計画を一応お示し願ひたい。それに対して政府はどういふ財源措置をしてゐるか。一体どの辺にす

べての仕事の目安をお置きにならうと考へてゐるのか、それを一応聞いておきたいと思ふ。

○後藤政府委員 これは交付税の配付の単位費用の算出の問題としてあるわけでありませう。その場合、現在は都道府県の場合には人口百七十万の団体を想定して、そこで一応標準予算を作つて、それを基礎にして単位費用といふものを出してゐるのであります。市町村の場合は人口十萬の団体の予算を一応編成いたしました、これは過去の実績を基礎にいたしました数字を使つて、平均化したものをもつて予算の編成をいたしております。従つてその規模の団体の財政の保障をする、こういう建前に立つて現在交付税のシステムができております。そういう意味の配分方式をやつてゐるのであります。水道ほどの程度とおつしやいまして、大体土木事業ほどの程度の予算を組んで、どの程度の費用でやつてゐるか、こういうふうな考え方であります、個々の事業につきましてはもちろんこまかくは割つておりません。しかし教育につきましては、大体この程度の学校、たとえば小学校であります、一小学校の児童は五百四十人おりまして、学級は十二学級、教員が十五人いる、こういう学校が幾つあるかといふことを想定いたしまして、われわれは単位費用を出してゐるのであります。それがいいか悪いかといふ問題になつて参ります、先ほど申しましたように、財政需要額が現実の予算額にどの程度合つてゐるかといふ問題にもなつてくるのであります。これは財政需要額だけを伸ばして参りまして、交付税が足りませんと、財源不足額と交付

税の額とが合わない調整しなければならぬ問題が出て参りますので、そう一挙に上げられない。しかしこの程度で最低限度の保障をしよう、こういう意味で標準予算を作つて、それを基礎にいたしまして齊一的な行政ができる保障をしていきたい、かように考えておる次第でございます。

○門司委員 標準予算の問題も問題でありますが、私が聞いておりますのは、各自自治体においては、中央の標準予算の制限がどこにとられてゐるか、御答弁だとするならば、そういうことにすることは一体だけの必要があるかといふこと、同時に予算の目安は一応そういうことで立つてもいい。政府としての、調整財源についての考へ方はそれである程度いいかもしれない。しかしこれにウェイトが大きく置かれて参りますと、それぞれの市町村の事業内容は違つてゐるので、従つてそこに不公平が出てくると思ふ。これは一面公平のようであつて、不公平が出てゐると思ふ。それぞれ事業の内容が違つてゐる。その事業内容の違つてゐる日本現在の段階においては、少くともある程度の財政でこほはできるものであります。またそれを必要として要求してゐるのであります。これは一定の水準に各都市の行政のすべて、あるいは府県の事業のすべてが完成されてゐる場合には、今の自治庁のような考へでいいかもしれない。しかし事業内容を非常に異にいたしておられます。まだそこまで成長しておらない日本の自治体の今日のあり方を、一つの線で規制しようとするのは私は無理があると思ふ。だから、今お

話になつたように非常にでこぼこがたくさんあると困るからといふことでありますが、でこぼこがたたくさんあるのを、これをならそうとするから、結局全国の自治体がみんな財源不足を来たすのである。交付団体の数が減らない。逆にふえてくる。赤字の団体もふえてくる。そして今回のような状態になつてゐる。従つて私は今のもの考へ方については、少くとも二十五年まで日本にあつた配付税の性格を持たせるといふこと、これは昔の四〇%を突財源として与えておつたといふことが多過ぎるといふなら減らすことも可能でしょう。方向としては少くとも交付税にかえた以上は、そういう方向をとるべきである。政府は昔の方式に戻るといふ考へ方を持つてゐる政府であることに間違ひありませんが、配付税の方式が悪かつたとして、そうして平衡交付金に直したのはアメリカさんの一つの仕事でありました。その当時シャワブが来て、日本の自治団体のあり方を十分に見きわめないう、アメリカと同じようなもの考へ方のもとに、ああいう施策を講じたといふところに誤りがありました。これは必ずしも全部ではあつたと思ふ。従つてこの際は少くとも、こういう形になつた以上は、突財源として地方にこれを与へ、地方の自治体ができるだけ自分の財政で自分の予算を組んでいく、国に頼らないで講ずべきである。そうしてなお不十分な自治体に対しては、国がこれを調整していくといふ姿がいいのではないか。そういう姿にしませんと、おのおのの自治体といふものは、いつまでも

最低のレベルに置かれてしまつて発展しないのであります。成長も望めなない。自治体の発展と成長を望んでいくならば、できるだけ突財源を多くして、調整財源を減らしていくという方向が、地方財政計画の上に望ましいのである。従つてこういう税金に直した以上は、地方の個々の自治体に至るまで、これが突財源として十分に当てるべきである。従つてこれは正しといふ私は考へておりますが、これに一つもう一応御答弁をお願いしたいと思います。

○後藤政府委員 門司先生の最後におつしやいました、つまり調整財源をなるべく少くして、突財源を多くしていくという方向は、私もよくおつしやいます通り考へております。ただその与え方をどうしていくかといふ問題になつて参りますと、全国的な齊一行政を国が中心になりまして地方団体にやらしてゐる。ところが税財源といふものは思ふようにその簡単には伸びない。これは国民負担との関係がありまして、きまつた税財源、国、地方を通ずる税財源の範囲におきまして突財源をふやしていくといふことは、なかなかむずかしい状況にある。しかしそのうちでできるだけ平均的な税、あまり変動のない、偏在のない税を地方団体に与えていくという方向をもつて問題を解決し、できるだけ調整財源の方を少くしていこうというのが私の方向であらう、かように考へておる次第であります。

○北山委員 交付税についてはいろいろ問題がありますが、まず最初に今年度の交付税率について、自治庁では当初予算編成の際に、現在の百分の二十

二ではなくて、もっと高い比率のものを基礎にして要求されたといひますが、どういふふうな比率でございましたか。

○後藤政府委員 一応二五%といふことで要求をいたしております。

○北山委員 そうすると、まず百分の二十五で自治庁の案を作つて交渉した、しかしそれが達成されないので二十とどまつたような結果になつたと思ふのですが、それはどういふ経過で、そういうことになつたのですか。

○柴田説明員 その間の経緯を申し上げます。最初私たちの考へましたときは、地方財政が非常に困つてゐる、そこでこの窮状を打開する方法としてはどうしても赤字の整理をする。赤字の整理をいたしまして、将来の赤字発生の原因を除いていくという方向をとつていかなければならぬ、それを同時にやりたい、そういう気持から経費的な経費につきましても、一応のあるべき基準といふものを二十八年度決算を基礎にして推定して、財政計画を立案いたしました。その際に、先ほど門司先生のお話ございましたが、なる司先生のお話でございますが、なるべく独立財源を主とするような方向にしていきたい。かたがた地方制度調査会の答申等もございましたので、たばこ消費税の税率の引き上げである程度財源を求め、それから交付税といたしましてはたしか二五%だつたと記憶しておりますが、税率の引き上げをお願いし、それからある部分は地方団体の節約に求めるという方式をとつたのであります。ただその後におきます予算折衝を通じます論争の中心は、それでは給与の単価をどうするかといふ問題になりまして、このときにあるべき

給与というものは単に二十八年度決算からでは出てこないじゃないか。二十八年度決算の中には不必要に高い給与を支払った団体も出てきておるし、また正当な給与も出てきておるし、給与法で定められておる地方公務員法で定められておる地方自治団体の給与も含まれておるわけですから、従ってそれだけを基準にすることはあまり適当ではないという議論があったのですが、たまたま本年の一月に国家公務員、地方公務員を通じまして給与の実態調査を行いまして、その結果がまだ出て参っておりません。それが出て参りますと、地方団体の現在払っておる給与というものが職員構成の比率に応じて果して適正なものであるかどうかということが明らかになるわけでございます。従ってその結果を待つて措置したいじゃないかというところで、この際は特別の改正ということを一応あきらめたのであります。

○北山委員 くだいこの折衝の経過というのは、大蔵当局との折衝だと思ふのですが、そうすると、給与の是正というものは、まず今回の場合は考えないで出たものが百分の二十二だ、だからその点を今秋に出る実態調査の結果、交付税率をさらに引き上げるといふ必要が起れば引き上げるといふことでもって、大蔵当局との折衝は、そのことは先の問題として、とりあえず百分の二十二でおさまったというような経過でございますか。

○柴田説明員 給与の適正化の問題というものは、結局地方財政計画の中に給与を算定いたします場合に、どの程度の水準を求めればよいかということでございます。今まで議論になってお

りましたように、昭和二十六年の十月に財政計画上の単価を落したのであります。その際に基準となつたものは国家公務員の単価であります。その単価というのはたゞ平均的な単価だけでありまして、学歴とかあるいは年齢構成というものの影響が払われていないか上では措置をしよう、措置の仕方はおそれるは財源の増強ということ給与の適正化という方向をとるのじゃないかと私たちは考えております。

○北山委員 この問題はまたあとで川島長官がおいでになつてからお伺いしますが、次に現在の地方交付税の基準財政需要の算定の中に、地方公共団体が毎年支払う地方債の元利償還、これが本年は五百十億あるわけなんです。この交付税の算定の際の基準財政需要額として認められておるものはどのくらいですか。

○後藤政府委員 災害関係のものは災害費といたしまして、約九五%くらいは災害関係の元利償還費として算定することになっております。ただ一般公共事業につきましては、そういう公共事業をやることは任意なものでありますから、そういう考え方をしないです。たとえば土木費でありますれば、土木費の中の橋から橋の償還の格好で耐用年数に應ずる償還費の計算で入っております。そういう入れ方をいたしております。たとえば橋の償還年限と、それから単位費用の中に入っております償却という概念、つまり耐用年数を基礎にいたしました償却というものと、起債の償還年限とは違つておりますから、その関係で一つ問題がここにございまして、私どもの考え方は毎年

償却するという考え方で、償却費の格好で単位費用の中に見ておるわけでありまして、

○北山委員 私の伺ひたいのは、要するに今年地方団体が支払うべき元利償還というものは五百十億に上つておる、その中で基準財政需要額としてこの交付金の算定上認められておる金額は幾らか。それは規定によれば災害復旧の、しかも補助のついた災害復旧に伴う起債の元利償還でなければ認められない、その金額は幾らになつておりますか。

○柴田説明員 正確な計算はこれからやるわけでございます。現在のところろわかつておりましたが、一応の試算で出ております数字は府県の災害復旧費は三十九億八千五百万、市町村の災害復旧費は十五億一千万であります。

○北山委員 とにかく五百十億というものを地方団体が現実地方債の元利償還として払つておるのです。そのうち五十五億しか平衡交付金の算定の際の需要額には認められない、あとの四百何十億というものはいわば自己財源から出せ、こういうふうな趣旨ではどうも不当じゃないか。とにかく地方債というものは地方団体が勝手に借入するものじゃないか。毎年政府の地方債の計画によつて起債が認められるというわけでしたら、地方財源の一つなんです。それに対する元利償還というものはまたこれは政府としても、その必要性については国の方でも知らないというわけにいかないと思う。従つてこれは当然の需要額なんです。道案をして使つた借金の跡始末じゃない。政府が必要な地方財源として地方債を認めれば、その元利償還分はやはり必

要な財政需要でなければならぬ。この必要な財政需要が五百億以上もあるのに、そのうちの五十何億しか認めておらない、これは交付税法の建前からして非常な不当ではないか、かように私思うのですが、どうして一体それが入らないのですか。

○後藤政府委員 今災害関係だけ申し上げたのでありますが、公共事業は、先ほど申し上げましたように償却の形で単位費用の中に入つておるのであります。それは計算してみなければつきりした数が出ないのですが、そちらに相当入っております。ただ問題は、おつしやいますように災害と同じように公共事業の方の起債額を特別に算定する方法をとつて参りますと、いろいろの問題が起つて参ります。たとえば交付団体につきましては、一般公共事業に起債を付けておられません。――少ししかつておられない、ほとんどつけていないといつてもいいのであります。従つてそういうところは税でやつておるわけでありまして、税財源でもって公共事業の負担をやつておるわけでありまして、そういうところと起債でやつておるところと二つあります。その起債でやつておるところだけを特掲して見るのはどんなものだろうかと思ふのであります。災害の場合に公共団体には補助分について起債を付けておられます。一般公共事業につきましてはそういう起債のつけ方をいたしておりませんから、これだけを特掲して財政需要にあげますと、起債をやらなかつたところが損をする、こういう格好になつて参ります。つまりやりくりをして、税でもって公共事業の負担をしたところはやらなくて、起債でもって負担をした

ところは財政需要に見てもらうという変な格好になつて参りますので、先ほど申し上げたように、償却の格好でもつて入れておく方が合理的である、こういうことにいたしておるのであります。しかし公債費が非常に多くなつて参りましたので、おつしやいますような議論も一方にございまして、しかし財政のいいところと申しますか、起債をあまりやらないところの団体は適なことを申して、そこで見てもらうと、今までわれわれは何をしてきたかわからぬじゃないか、こういうことになりまして、この辺が非常にむずかしいところでありまして。

○北山委員 いかにか平衡交付税であつても、やはり局部的なへんばというものはたくさんあるのです。さらにある。だからそういうふうな議論をやれば、それは局部的に見れば不公平ばかりです。たとえば財産収入などについても、財産のあるところとないところがある。これなどもひどい不公平であります。それなども見ておらないわけですから、そういうことでなく、やはり地方財政全体として見ての必要な財政需要ではなからうか、それならばやはり總体として財政需要として見るべきではないか。しかもそれは地方団体が勝手にやつたのではなくて、政府の地方債計画によつて正規の財源としてやはり認められておるのだから……なるほど税収入でもって支弁するのが原則ではあるけれども、これは地方債を年々一千億も認められておるといふ建前に立つておるのであるから、それに伴う需要というものはやはり当然認めなければならぬ、それが少しのものならいいのです。だけれど

も、四百億以上にもなつてくると、これを見てもうえぬといふことは、交付税といふものなるべく少くしよう、こういう魂胆がどうも政府の中にある、こう私は解釈せざるを得ないので、地方団体相互の問題ではなくて、国対地方公共団体の問題だと思つて、国の方ではどうも、これを需要額として見ておられない、そうして交付税をふやさない魂胆である、こう考えなければならぬと思つて、どうですか。

○後藤政府委員 交付税を少くするためには、より公平な配分をしないといふ観点から、そういう方式を採用いたしてあります。しかし公債費が年々ふえて参りますことも事実でありますし、この負担が非常におおいかぶさつておることも事実であります。従つて普通交付税の方式は今まで通りにし、特別交付税の配分のときに、そういうある一定限度以上の公債費の負担をしておるところについて、やはり何とか考へる方法はないものかといふのが現在の研究問題であります。それには、今度改正案を出してありますが、そういうことを考へますのは、現在の六割まで落ちると特別交付税の率では足りない、やはり八割くらい持つておらないと、そういう計算はできない、こういうふうな考へてゐるのであります。

○北山委員 次に警察の問題であります、昨年米制度がかわりまして、本日をもつて五大市の警察も府県警察の方へ移つたわけです。ところが御承知のように、自治体警察当時の警察の財産、これのある部分は有償でもつて移すことになつたはずで、従つてこれ

に關する財政需要額といふものが、度今の五大市についてもやはりあると思つて、それはどういふふうな措置されておられますか。

○柴田説明員 警察の財産の譲渡につきましては、相互の協議によつて有償とするために必要な措置をするといふ規定が、警察法の附則の十三項にござつてゐる、その協議がどういふことになるのかという問題で、実は警察の方と私の方と相談をいたしておりました、突進を調べておりました。協議がまとまつたところにつきましては、問題は、協議のまとまらぬところにつきまして問題があるわけであり、協議がまとまつたかまとまらぬかといふことを照会いたしておりました、まだその結果がまとまつておりません。

○北山委員 その点については、実際に有償でやつた場合の資料、報告をあとでしていただきたいと思います。それから、時間がかさいますから、たとえば今度の東北の水害等災害が、そろそろ始まつておるのですが、その際にはこの地方財政計画とどういふことになるか。特別交付税をやるということもござい、それから、地方債を認めるということもござい、地方財政計画上及び交付税の建前上、今度の東北の水害のときにおいて特別交付税が認められるか、あるいは起債のワタといふものをどの程度に考へられるか、そういう事務的な措置をどの程度に取り運んでおるか、これを一つお知らせ願ひたいと思ひます。

○後藤政府委員 今回の東北の災害につきましては、まだごまかい調査資料が出ておりません。ただ大まかな結果報告が参つておる段階でございまして、まだ国の方針もはつきりいたしておりませんが、国の予算では本年度たしか五十億の災害予備費があつたと思ひます。その範囲内のものであれば、私どもの方にもやはり起債でもつて三十億のリザーブがござい、それで、それとやつていけるのではないかと、もちろん特別交付税の場合、いろいろな資本的な経費につきましては特別交付税で見るともつておられます。

○加賀田委員 長代理 鈴木君。鈴木(直)委員 委員長にお聞きしますと、きょうは午後はおやりにならぬ、あすもおやりにならぬ御方針のようです、簡単ですが、お伺ひしておきたいと思ひます。交付税の中で、基準財政需要額として算定されている教育費、先生の給与を含めて、教育費全体の額はどれくらいになつておるのか。二十九年度でも三十年度でもよいのですが、お聞きしておきたいと思ひます。

○柴田説明員 ちょっと計算してみますから……。

○鈴木(直)委員 計算してゐる間、他の人にお聞きしてみたいと思ひますが、義務教育費、国庫負担法によつて義務教育職員の給与と費の算定額の二分の一を国が負担することになってゐますが、これは三十年度全額幾らくいになつてゐるか。義務教育費において、実質額、二分の一を国が負担してゐる、その額は幾らくになつておるか、わかりませんが、別途に基準財政需要額として、それに見合うところの二分の一の部分、交付税として交付する額が非常に少

い。その額を、実は知りたひのです。そういうことがおわかりになりますか。それが、実際の赤字になつておると思ふのです。いわゆる義務教育費で二分の一を、実支出額として国が出して、ところが財政需要額として自治庁が計算してゐる、それに見合う額、これを計算してみますと、地方交付税の財政需要額として計算してゐるものは非常に少い。従つてその部分を地方において、実質的に負担していかなければならぬ。もちろんその上に給与の相当高い部分といふものは別として、それだけでも非常に違つてゐる、聞いておるのですが、その実態を知りたいのです。先ほど他の委員からお話があつたように、地方債においても五百十億の返還をしなければならぬのに、実際に、五十億の手当しかしてゐないといふ形において、実際の分と交付するものが非常に食い違ひがあるために、いつも問題が起つておるから、その差額を数字的に、はつきりしておきたいと思ひます。先ほど申し上げましたのは、教員全体ですから、高等学校その他も入つておるわけですが、できるならば義務教育費の二分の一に見合う部分といふものがわかるならば、それをお聞きしておきたい。どれくらい一休少くなつておるかを知つておきたいと思ひます。

○柴田説明員 お答えいたします。この数字は試算でござい、正確な見算、学級数等の増減状況がわかりません。学級数、学校数等につきましては、大体去年の数字を基礎にして、推計をいたしたのであります。現在の推計では、小学校の基準財政需要額が大体四百七十六億、中学校の基準

財政需要額が二百九十三億であり、これが府県の義務教育費の国庫負担額に見合うものであります。従ひまして、両方合算いたしますと、基準財政需要額といたしましては、七百六十九億でござい、それで義務教育費、国庫負担金は七百二十四億であります。その間の差額が四十五億ござい、基準財政需要額といたしましては、義務教育費、国庫負担金の裏づけと、さうなつておられます。ただこれは試算でござい、学級数、学校数等につきまして、なお正確な数字が出て参りますと、姿が違つてきますので、教育費全体の計数については精査をして、みなければならぬと思ひます。

○鈴木(直)委員 それはいいです。そうしますと、私の聞いておるのとは反対で、文部省から義務教育費の支出額の二分の一として交付されてゐるものは、三十年度においては七百二十四億である。しかるに三十年度の自治庁でいふ、四百四十億の赤字があると稱せられておる、その計画による基準財政需要額といふのは、七百六十九億、結局四十五億といふものが、むしろ文部省の二分の一として支出してゐる、国庫負担金は少いといふことになつてゐる。もちろんこの七百六十九億といふのは、二分の一といふことをみての計算なんでは、よろしくね。

○柴田説明員 義務教育費、国庫負担金の計算の中には、恩給が入つておる、ところが基準財政需要額の中の計算には、一定の恩給を入れておる、その間の誤差でありまして、大体昭和二十五年以来義務教育費につきましては、大体義務教育費、国庫負担金の裏の、大体九五%から九七%程度を基

準財政需要額によってみております。

○鈴木(直)委員 私に聞いておると、実際は非常に違ひが出ているわけですが、そうしますと、この財政計画の中には、その食い違ひはないんだ、しかしながら、実際に、実支出額であり、それから、府県の義務教育の教員の俸給は、国家公務員より高い。その分は非常に多過ぎるのだということであるか。あるいは、実支出額の二分の一を国庫負担するのであるが、実支出額ではなくてある程度査定した額を、義務教育費の国庫負担金として配付して、こういうことになるのか。実際に支出しているその額の二分の一は、やっておらないので、その八割くらいしか、実はやっていないのだ、従って義務教育費の国庫負担法をまじめに国は実施していないために、そうなっている、こうなるのか。三百六十億くらい義務教育費において、隠れた赤字が出ておると、この話を聞いておると、どこからその赤字が出ておるかをお伺いしておきたい。

○柴田説明員 府県によりましては、おっしゃるような現象があるのであります。総額の計算におきましては、義務教育費の国庫負担金の裏づけの約九五%から九七%程度のものは、ずっと基準財政需要額としてきたのであります。ただ、県によりましては、その間に非常に開きがある県がある。たとえば長野県のようなところと、参りますと、基準財政需要額でみますと、義務教育費よりかなりオーバーして金を出して、おるところがあります。ちよつと覚えておられますが、県によりましては、基準財政需要額を下回って給与を支払っておるところもあると思ひます。

○鈴木(直)委員 そうしますと、文部省で算定している義務教育の支出額というものは、たとえば長野県のように非常に高い場合においても、その実際の支出額の二分の一をやる、あるいは基準財政需要よりずっと下回って緊縮的にやっておる県に對しても、その下回った実支出額の二分の一をやる、こういうやり方で実施しておるものでしょうか。お聞きしておきたい。

○柴田説明員 その通りであります。なお去年は、国庫負担金の限度を定める政令がありまして、この政令に、たしか十一、二県がひつかかっていた。その県におきましては、義務教育費、国庫負担金を頭を切られておりました。従つて、大方の県におきましては、おっしゃる通りであります。そういう政令該當県につきましては、頭を切られておるわけですが、ただ本年度からは制限を設けて、負担金の頭を切ることは、交付団体だけであるということになつております。なお義務教育費、国庫負担金の額と、基準財政需要額の計算とが非常に一致していない、いかにというお尋ねに對しましては、義務教育費、国庫負担金の中には、当年度支出いたしますと、過去において支出すべくして支出していないもの、それも含まれております。つまり二十九年度の国庫の補正予算で八億三千万だと思ひますが、追加計上されております。その後、そういうようなことがずつとあるわけでございまして、本年度の義務教育費、国庫負担金の計上額につきましても、一応これでいけるといふ計算をいたしておるわけでありまして、ただ教職員の任命は、地方団体の任意でありますので、従つて任意に任命した

場合、あるいは義務教育職員につきま

して整理を行なつたというような場合におきましては、その間に狂ひが出てくるわけでありまして、

○鈴木(直)委員 今まで聞いていたところによると、先ほどの説明もありましたが、給与の問題が非常に赤字の解消に關係をしてくる。そこで大蔵省との折衝のときに二五%に交付税率を上げると、その問題も解決するであろうというふうに考えておつたけれども、この給与の問題はこの秋ごろに調査が完了して、それによつて、あるべき給与であるか、あるいはそういう点も考慮して財政的な措置をするような段階になつておるといふ、すなわちその給与というものが非常に地方財政に關係して苦勞の種になつておる、その給与の大部分というものは義務教育費である、というふうに聞いているのです。しかもその全体は四百何十億になるような見込みである。しかば、そういう赤字はどこから出たか、こう考えて、今私が聞きましてみますと、義務教育費でも、国が二分の一を実支出額として出している、その額よりも基準財政需要額の方が上回つた計算になつておるといふことである。それならば、四百億程度の赤字というものは、給与費で出ないはずですか。どこからそういう赤字が出ておるのですか。

○柴田説明員 地方財政計画に給与費の計算の基礎になりました単価は、現実に支払つておる給与費よりは低いわけですから、そこで教員も含めまして給与費の基礎になつた単価というものは、現実と違つておる。ところが基準財政需要額の計算の場合におきましては、義務教育費でありますと、いふたような、地方団体にとりまして義務性の強い経費につきましては、重く見ております。たとえば産業経費等、地方団体の裁量といふもの、自由裁量に基

き、そのふえた方は比較的落してお

ります。さうな関係で、基準財政需要額につきましては、実際の額に近いような見方をしているわけでありま

○鈴木(直)委員 地方財政計画によるところの給与費に對する基準と、それから交付税を配付するときの地方財政計画の給与費の基準とは違つたというお話でありまして、そうしますと、交付税を配付する場合には、一応そういう給与を出して、あるいは土木費についてはどう、警察費についてはどう、こういうふうになると思つておるのですが、全体を計算しますとどの程度になるのですか。いわゆる地方財政計画のときの基準よりも上回つた基準になつておると思つておる。いわゆる地方財政計画の基準のときの合計と、それから交付税を配付する場合の基準財政需要額の合計とは、全体でどのくらい差額がありますか。いわゆる基準財政需要額というものを、全国市町村で全部加えた場合の合計よりも、相当圧縮した財政計画を立てるといふことは、どういふわけで、そういうことになるのか。

○柴田説明員 財政計画を立てます場合におきましては、御承知のように、

従来からの経緯等もありまして、昭和

二十五年の決算を基礎にして、昭和二十六年の十二月に単価を確定する。そのうして、そのまゝ毎年の増員分あるいは昇給財源を見て計算しておるわけでありま

○鈴木(直)委員 ところで、実際の地方財政に近い計画というものは、基準財政需要額に近いのか、あるいは財政計画というもので計算したものが近いのか。おそらく基準財政需要額というものが現在あるところの実態であつて、財政計画というものはそれよりもずっと下回つたところの、いわゆる架空の計画になつておるんじゃないか、そこに問題があるのではないかと、いふふうにお考へ思つておるのですが、どういふふうにお考へ

○後藤政府委員 個々の団体によつて違ひますが、全体的に見ますと、交付団体につきましては、財政計画よりも交付税の基準財政需要額の方がより実態に近い見方をいたしておると思ひま

なりません。

○後藤政府委員 それはかねがね申し上げております通り、二十六年の補正予算のときにあるべき給与費という考え方をとりまして、国家公務員並みに切り下げたわけであります。三百四十八円でございますか、それだけ高いというところで、その分だけ落してある、その落したままずっときておりますので低いと思います。しかし低いやつをそのまま交付税に持っていないで、先ほど財政課長が申しましたように、弾力性の少ないものでございますから、交付税の方では警察費とか教育費は高く見えておる、従ってほかの方にしわ寄せしておる、こういうことになっておるのであります。

○鈴木(直)委員 数百億の差額が現実にあるというのは、そのあるべき姿として数年前に国家公務員並みに給与を落して、そして現実には即しないような財政計画を立てたところに原因があると思うのです。その実態調査をやるうとしておるが、しかし現在の見通しとしては、それがどれくらい不足しているという大体的見当でございますか。

○後藤政府委員 昔のままで、二十五年、六年の補正の前から推移いたしましたものという考え方でいきますと、たしか現在ではその差額が百七、八十億じやないかと考えております。

○鈴木(直)委員 自治庁でこの間出した報告書によると四百何億となっておったと思うのですが、あれは何ですか。

○柴田説明員 この間の報告書は実際に支払った給与と、財政計画上の給与の差額でございます。今部長がお答えいたしましたのは、二十六年のときに

単価を改めずに、そのままその後におけるベース・アップを計算し、昇給率を見ていった場合には、そのくらいになる、こういうことであります。

○加賀田委員長代理 他に御質疑があれば、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめておきます。

次会は来たる四日月曜日午前十時より、地方税法の一部を改正する法律案について参考人より意見を聴取することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

地方委員会議録第十二号中正誤

頁 段 行 誤 正
二 四 二 調査 調整